ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料1

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

Ⅰ　地域包括ケアシステムの深化・推進

1　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援･重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防･重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2　医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り･ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、６年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療･介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3　地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

Ⅱ　介護保険制度の持続可能性の確保

4　２割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を３割とする。（介護保険法）

5　介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

介護保険法（平成9年法律第123号）参照条文

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条　市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

２～４　（略）

５　市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

６～１３　（略）

（都道府県の支援）

第百二十条の二　都道府県は、第百十七条第五項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものとする。

２　都道府県は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第百二十二条の三　国は、前二条に定めるもののほか、<u>市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。</u>

２　国は、<u>都道府県による第百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業に係る取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。</u>

平成29年地域包括ケア強化法における保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容　～ 保険者機能の抜本強化 ～

○ 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

○ 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
② 適切な指標による実績評価
③ インセンティブの付与
を法律により制度化。

※主な法律事項
・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
・都道府県による市町村支援の規定の整備
・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
・財政的インセンティブの付与の規定の整備

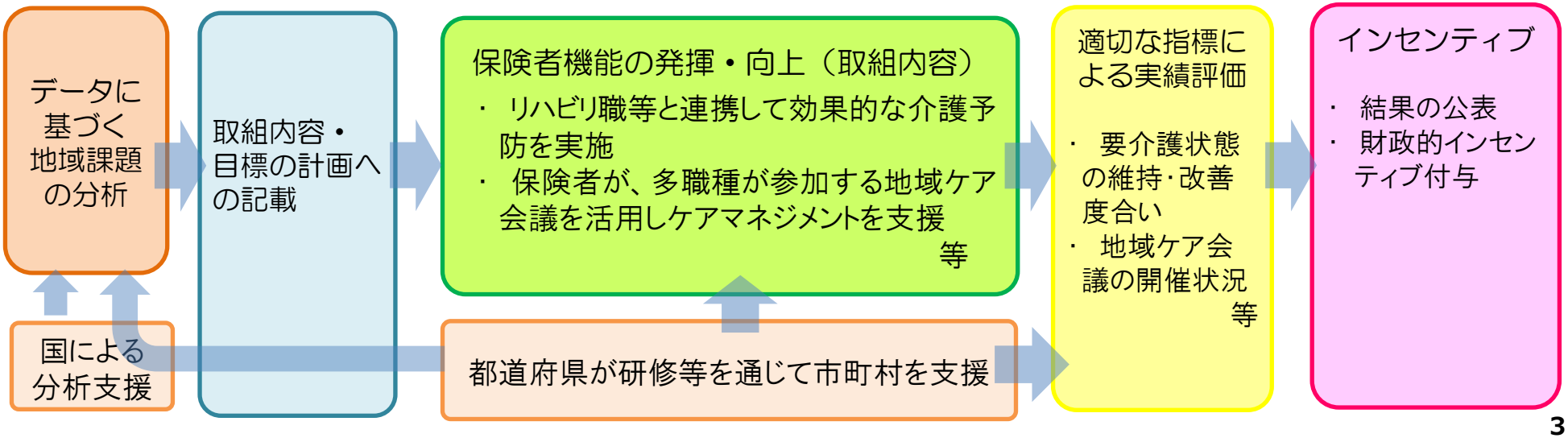

保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

都道府県

報告

評価と報告
計画に定めた取組内容や目標の評価、市町村分も含めた評価の国への報告、住民への公表

地域課題の分析
「見える化システム」を活用して、介護費や要介護認定の状況、在宅サービスと施設サービスの構成等を他の地域と比較等することで、当該地域の課題を分析

保険者支援機能の強化

市町村の支援事業を実施
研修等の人材育成、関係団体との調整、地域分析等の各種支援を実施

計画の策定
自立支援や重度化防止、介護予防に関する市町村支援の取組内容や目標を記載

支援

市町村（保険者）

分析の支援

評価と報告
計画に定めた取組内容や目標の評価、都道府県への報告、住民への公表

地域課題の分析
「見える化システム」を活用して、介護費や要介護認定の状況、在宅サービスと施設サービスの構成等を他の地域と比較等することで、当該地域の課題を分析

保険者機能の強化

自立支援・重度化防止・介護予防等の実施
多職種連携による地域ケア会議や、通いの場の整備の促進等を実施

計画の策定
自立支援や重度化防止、介護予防に関する取組内容や目標を記載

報告

国の策定した評価指標に基づく実績を報告

実績に基づき交付

国の策定した評価指標に基づく実績を報告

実績に基づき交付

支援

国

取組の進捗を図る指標の策定・財政的インセンティブの付与
市町村や都道府県の取組状況について客観的な評価指標を策定するとともに、実績に応じた財政的インセンティブを付与

地域課題の分析の支援
介護費や要介護認定の状況、在宅サービスと施設サービスの構成等を各市町村、都道府県が他の地域と比較できるよう、全国的なデータ収集と分析、提供を実施（地域包括ケア見える化システム）

保険者におけるPDCAサイクルの強化のポイント

① 自己評価は、自分たちの取組の進捗を把握するための一つのきっかけに！

② 自己評価に当たっては、地域住民に対して説明可能な取組が行えているかどうかを意識！

⑤ 自分たちの強み・弱みを把握し、強みの更なる強化、弱みの改善に交付金を積極的に活用！！

PDCAサイクルの強化

③ 肯定的な評価ができない場合は、する必要がないのか、できていないのか、どちらなのかを意識！

④ 把握した課題は、課題として押さえつつ、優先順位を付けて計画的に改善！

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和７年度当初予算額　（一般財源）　101　億円（100億円）
（消費税財源）200　億円（200億円）

1 事業の目的

○　平成29年の地域包括ケア強化法を踏まえ、平成30年度より、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして**「保険者機能強化推進交付金」**を創設し、**保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進**。令和２年度からは、**「介護保険保険者努力支援交付金」**を創設（社会保障の充実分）し、**介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価**することにより、これらの取組を強化。

2 事業スキーム・実施主体等

○　各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、**評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付**する。

※　これまで、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減などの見直しを随時実施

※　介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使途範囲を限定。

【実施主体】　都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

（保険者機能強化推進交付金）
①事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
②介護給付の適正化の取組状況
③介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）
①介護予防日常生活支援の取組状況
②認知症総合支援の取組状況
③在宅医療介護連携の取組状況

〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉

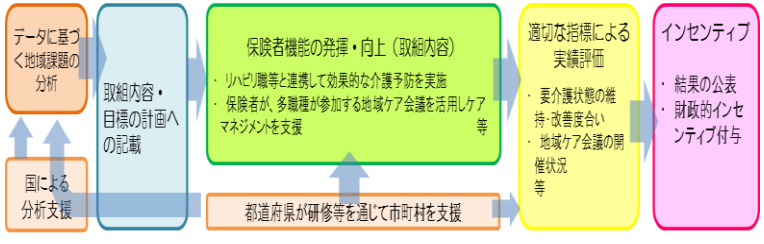

【交付金の活用方法】

○都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業
（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

○市町村分：　国、都道府県、市町村及び第２号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な事業を充実。

【補助率・単価】定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】　国10/10　**【事業実績】**　交付先47都道府県及び1,573保険者（令和６年度）

保険者機能強化推進交付金等の見直しの経緯

年度	主な見直し内容
平成30年度	○ **「保険者機能強化推進交付金」（200億円）を創設** ○ 評価項目は、**都道府県20項目、市町村61項目**からスタート
平成31・令和元年度	○ 評価項目の改善・充実（都道府県23項目、市町村65項目）
令和２年度	○ 介護予防・健康づくりの取組を強化するため、推進交付金の上乗せとなる**「介護保険保険者努力支援交付金」（200億円）を創設** ⇒ 総額400億円に拡充 ○ 評価項目の改善・充実（都道府県53項目、市町村77項目） ○ 交付金の配分に当たって、第一号被保険者の規模を勘案する仕組みを導入し、**小規模市町村への配分額を充実** ○ **評価・交付スケジュールの前倒し** ⇒ 次年度予算の配分見込額を当該年度の年末までに提示し、自治体における予算編成に反映できるよう、見直し（令和２年度は、令和２年度評価と令和３年度評価の２回実施し、スケジュールのズレを調整。） ○ **全国の自治体における評価結果の公表** ⇒ 過去分も遡って公表
令和３年度	○ **評価項目の階層化** ⇒ 原則、①データ把握、②データ分析、③取組実施、④モニタリング実施といったPDCAの流れで評価できるよう、小項目を再編 ○ 評価項目の改善・充実（都道府県42項目、市町村60項目） ○ 交付金の活用事例の周知 ⇒ 令和４年度以降も継続して実施
令和４年度	○ 評価項目の改善・充実（都道府県44項目、市町村62項目） ⇒ 長期的な平均要介護度の変化率（アウトカム）に関する評価項目の追加等
令和５年度	○ ２つの交付金の重複排除等の観点から推進交付金の予算削減（200億円→150億円） **○ 介護保険部会意見書や令和４年度秋の行政事業レビュー等を踏まえた評価指標等の見直しを実施**
令和６年度	○ 介護報酬改定等を踏まえ、推進交付金の予算削減（150億円→100億円）
令和７年度	○ 推進交付金について、新たな成果指向型の保険者機能強化に向けた支援の枠組みの構築等